

■令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

実施年度	事業名称	推奨事業メニュー	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費（実績額）（千円）		
					臨時交付金充当額	一般財源等	
令和7年度	令和7年度上市市定額減税補足給付金（不足額給付分）事業	—	福祉課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6, R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 2653世帯×30千円、子ども加算 141人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 11500人（285000千円）のうちR7計画分事務費 8725千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（2653世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（11500人）	280,135	280,135	0
令和7年度	キャッシュレス決済ポイント還元事業（国R6補正分）	③消費下支え等を通じた生活者支援	商工課	①原材料費・電気料金・燃料費等の物価高騰を受け低迷する消費を喚起し、地域経済の活性化を行うため、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する。 ②委託費 ③委託費150,000千円 【内訳】 ポイント還元分：130,000千円 事務費分（事務局・各ペイメント事務費用、広告ツール等）：20,000千円 Cその他については、一般財源：30,031千円及び県支出金：28,152千円（見込み） ④【還元対象者】 市内事業所においてキャッシュレス決済を行った買い物客とし、買い物客の市内外は問わない。 【事業参加企業】 受託企業が提供するプラットフォーム加盟店で、以下の要件を全て満たす事業者 ・対象業種が、ドラッグストア※、コンビニ、公的サービスに該当しないこと。 ※日本標準産業分類上「ドラッグストア」に分類されるもの。 ・中小企業基本法上、「中小企業者」又は「小規模企業者」に分類されること。ただし、持株会社が親会社にある場合、持株会社が「中小企業者」又は「小規模企業者」に該当するかで判断するものとする。	150,000	91,817	58,183
令和7年度	物価高騰に伴う学校給食費支援事業（国R6補正分）	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	教育企画課	①物価高騰が続く中、学校給食費への支援を行うことにより、小・中学生の保護者負担を軽減する。 ②令和6年度に値上げした学校給食費（＝食材費）の値上げ額に相当する賄材料費（教職員分は除く） 小学校児童1食あたり22円、中学校生徒1食あたり25円 ③対象数、単価等 小学校児童数（936人）×給食回数（198.3回）×助成額（22円）≒4,083千円 中学校生徒数（562人）×給食回数（192.8回）×助成額（25円）≒2,709千円 4,083千円+2,709千円 ≒ 6,792千円（うち5,800千円に交付金を充当） Cその他については、一般財源：792千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（R7予備費分）200千円（実施計画No.10にて参照）。 ④市内小・中学校に通学している児童・生徒の保護者	6,792	5,800	992
令和7年度	物価高騰に伴う学校給食費支援事業（追加）（国R6補正分）	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	教育企画課	①物価高騰が続く中、本年11月以降の学校給食費への支援を行うことにより、小・中学生の保護者負担を軽減する。 ②令和7年11月以降提供給食について、米飯を中心とした食材費高騰分を助成（教職員分は除く） 小学校児童1食あたり33.76円、中学校生徒1食あたり43.06円 ③対象数、単価等 小学校児童数（936人）×給食回数（79.60回）×助成額（33.76円）≒2,516千円 中学校生徒数（562人）×給食回数（78.00回）×助成額（43.06円）≒1,888千円 2,516千円+1,888千円 ≒ 4,404千円（うち3,800千円に交付金を充当） Cその他については、一般財源：451千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（R7予備費分）153千円（実施計画No.11にて参照）。 ④市内小・中学校に通学している児童・生徒の保護者	4,404	3,800	604

実施年度	事業名称	推奨事業メニュー	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費（実績額） (千円)		
					臨時交付金 充当額	一般財源等	
令和7年度	キャッシュレス決済ポイント還元事業（国R7予備費分）	③消費下支え等を通じた生活者支援	商工課	<p>①原材料費・電気料金・燃料費等の物価高騰を受け低迷する消費を喚起し、地域経済の活性化を行うため、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する。</p> <p>②委託費</p> <p>③委託費150,000千円 【内訳】 ポイント還元分：130,000千円 事務費分（事務局・各ペイメント事務費用、広告ツール等）：20,000千円 （うち1,000千円に交付金を充当）</p> <p>Cその他については、一般財源：38,631千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（R6補正分）82,217千円（実施計画No.5にて参照）及び県支出金：28,152千円（見込み）。</p> <p>④【還元対象者】 市内事業所においてキャッシュレス決済を行った買い物客とし、買い物客の市内外は問わない。 【事業参加企業】 受託企業が提供するプラットフォーム加盟店で、以下の要件を全て満たす事業者 ・対象業種が、ドラッグストア※、コンビニ、公的サービスに該当しないこと。 ※日本標準産業分類上「ドラッグストア」に分類されるもの。 ・中小企業基本法上、「中小企業者」又は「小規模企業者」に分類されること。ただし、持株会社が親会社にある場合、持株会社が「中小企業者」又は「小規模企業者」に該当するかで判断するものとする。</p>	150,000	1,000	149,000
令和7年度	灯油購入費助成事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	福祉課	<p>①物価高騰による燃料費高騰のため、低所得世帯等の冬期間の生活支援策として、灯油購入費等に対し助成金を交付する。</p> <p>②扶助費（灯油購入等助成費）</p> <p>③対象数、単価等 対象数 2,000世帯 単価 1世帯10,000円 2,000世帯×10,000円=20,000千円（うち15,000千円に交付金を充当）</p> <p>Cその他については、県支出金：5,000千円</p> <p>④令和7年度市民税非課税世帯で、（1）～（3）のいずれかに該当する世帯 （1）高齢者世帯…65歳以上の人（昭和36年4月1日以前に生まれた人）のみで構成される世帯 （2）障がい者世帯…身体障害者手帳1級および2級の人がある世帯、療育手帳Aの人がある世帯、精神障がい者保健福祉手帳等級1級の人がある世帯 （3）ひとり親世帯…父親または母親がいない18歳未満の児童（平成19年4月2日以降に生まれた人）を扶養している世帯</p>	20,000	15,000	5,000
令和7年度	物価高騰に伴う学校給食費支援事業（国R7予備費分）	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	教育企画課	<p>①物価高騰が続く中、学校給食費への支援を行うことにより、小・中学生の保護者負担を軽減する。</p> <p>②令和6年度に値上げした学校給食費（＝食材費）の値上げ額に相当する賄材料費（教職員分は除く） 小学校児童1食あたり22円、中学校生徒1食あたり25円</p> <p>③対象数、単価等 小学校児童数（936人）×給食回数（198.3回）×助成額（22円）≒4,083千円 中学校生徒数（562人）×給食回数（192.8回）×助成額（25円）≒2,709千円 4,083千円+2,709千円 ≒ 6,792千円（うち200千円に交付金を充当）</p> <p>Cその他については、一般財源：792千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（R6補正分）5,800千円（実施計画No.6にて参照）。</p> <p>④市内小・中学校に通学している児童・生徒の保護者</p>	6,792	200	6,592

実施年度	事業名称	推奨事業メニュー	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費（実績額） (千円)		
					臨時交付金 充当額	一般財源等	
令和7年度	物価高騰に伴う学校給食費支援事業 (追加) (国R7予備費分)	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	教育企画課	①物価高騰が続く中、本年11月以降の学校給食費への支援を行うことにより、小・中学生の保護者負担を軽減する。 ②令和7年11月以降提供給食について、米飯を中心とした食材費高騰分を助成（教職員分は除く） 小学校児童1食あたり33.76円、中学校生徒1食あたり43.06円 ③対象数、単価等 小学校児童数（936人）×給食回数（79.60回）×助成額（33.76円）≒2,516千円 中学校生徒数（562人）×給食回数（78.00回）×助成額（43.06円）≒1,888千円 2,516千円+1,888千円 ≒ 4,404千円（うち153千円に交付金を充当） Cその他については、一般財源：451千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（R6補正分）3,800千円（実施計画No.7にて参照）。 ④市内小・中学校に通学している児童・生徒の保護者	4,404	153	4,251
令和7年度	上山市生活応援商品券配付事業	①食料品の物価高騰に対する特別加算	商工課	①物価高騰の影響を受けている市民に対し、食料品等の支援を行うため市内店舗で使用可能な商品券を全市民に配付する。また、商品券を市内店舗で使用するにより地域経済の活性化を図る。 ②商品券発行経費（事務費含む） ③351,596千円 【積算根拠】 ・委託料：345,000千円 商品券の発行経費 27,000人×12,000円=324,000千円 事務費（チラシ、ポスター作成等）21,000千円 ・商品券郵送関連経費：5,896千円 ・消耗品費等：700千円 （うち317,442千円に交付金を充当） 【Cその他財源】 ・県補助金（山形県地域経済活性化・物価高騰対策事業費補助金）：27,568千円（うち事務費分1,000千円） ・一般財源：6,586千円 ④全市民	351,596	317,442	34,154
令和7年度	省エネ家電買い換え促進事業補助金	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	市民生活課	①物価高騰により圧迫されている市民生活を支援するとともに、本市が掲げるゼロカーボンシティを推進することを目的として、省エネ家電製品の新規買い換えに対し補助金を交付する。 ②補助金及び事務費 補助対象経費の30%、補助上限額5万円（1,000円未満切捨て） ③3,250千円 【積算根拠】 補助金：50,000円（最大補助額）×60件=3,000,000円 消耗品費：50,000円 印刷製本費：200,000円 （うち1,639千円に交付金を充当） Cその他については、一般財源：1,611千円 ④ア 補助対象者 ・本市に住所を有する個人 ・本市にある自らが居住する住宅の既存家電を同種家電に買い換えた人 ・本補助事業について、本市又は他の補助金交付を受けてない人 ・同一世帯の人が既にこの補助金を受けてないこと。 イ 補助対象製品（家庭で消費される電力の上位3種） ・市内の店舗で購入した新品のエアコン、電気冷蔵庫、LED照明機器 ・購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100%以上かつ、統一省エネラベルの多段階評価点が4.0以上であること。	3,250	1,639	1,611

実施年度	事業名称	推奨事業メニュー	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費（実績額） (千円)		
					臨時交付金 充当額	一般財源等	
令和7年度	物価高騰対策設備投資促進補助金	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	商工課	<p>①物価高騰の影響を乗り越えるため、市内事業者が行う新規事業展開、生産性向上及び既存事業の拡大等のために行う設備投資に対し、補助率2分の1（上限3,000千円）の補助を行う。支援により事業者の収益向上が図られ、従業員の賃上げ環境整備につなげる。</p> <p>②補助金 ③30,000千円 【積算根拠】 3,000千円×10件=30,000千円 （うち15,000千円に交付金を充当） Cその他については、一般財源：15,000千円</p> <p>④新規事業への参入、生産性向上及び既存事業の拡大等を目的として整備する下記に該当する設備 ア 建物、建物付属設備、器具及び備品（生物は除く）、機械及び装置、ITツールにかかるもの イ 設備投資総額が100万円（税抜）以上のもの ウ 国、県及びその他の補助金を活用していないもの エ 令和9年1月末までに費用の支払が完了するもの 対象事業者 （1）製造業、運送・倉庫業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業等の用に供する設備投資おこなうもの （2）市税、水道料金及び下水道使用料の未納がないもの （3）交付申請時点で市内において1年以上事業を営んでいるもの</p>	30,000	15,000	15,000
令和7年度	物価高騰対策賃金向上推進事業支援金	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	商工課	<p>①物価高騰に賃金上昇が追い付いていない状況であることから、従業員の持続的な賃金の引上げに向けて、賃金の引上げを実施する中小企業等に支援金を支給する。</p> <p>②補助金（県支援金に対する上乗せ。令和7年度最低賃金の決定日（R7.10.1）以降、1,032円未満の従業員の時間給を77円以上引き上げ、1,032円以上にすること賃金引上げ後1年間の雇用及び賃金水準を継続する。）</p> <p>③県事業の半分の補助金を上乗せする。（正規雇用職員1人あたり2.5万円、非正規雇用職員1人あたり1.5万円（1事業者最大25万円）） 「令和3年 経済センサス 山形県の事業所・企業」をもとに、従業員数1人～29人までの市内事業所数に、令和7年度山形県地方最低賃金審議会で算定した最低賃金を77円引き上げた場合の影響率を乗じて対象事業所数を算出し、補助金額の最大値を計上した。</p> <p>【従業員数1～4人】 事業所数862、1事業所あたりの従業員数2.0人 事業所数862×影響率31.01%≒267 影響を受ける事業所267×2.0人×25千円=13,350千円</p> <p>【従業員数5～9人】 事業所数216、1事業所あたりの従業員数6.7人 事業所数216×影響率31.01%≒67 影響を受ける事業所67×6.7人×25千円=11,222千円</p> <p>【従業員数10～29人】 事業所数182、1事業所あたりの従業員数は10人超 事業所数182×影響率31.01%≒56 影響を受ける事業所56×1事業者最大250千円=14,000千円 合計：13,350千円+11,222千円+14,000千円=38,572千円≒39,000千円 （うち11,000千円に交付金を充当） Cその他については、一般財源：28,000千円</p> <p>④市内事業者</p>	39,000	11,000	28,000

実施年度	事業名称	推奨事業メニュー	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費（実績額） (千円)		
					臨時交付金充当額	一般財源等	
令和7年度	物価高騰に伴う保育所等副食費支援事業	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	子ども子育て課	①物価高騰が続く中、副食にかかる食材料費の影響を受ける市内保育所等に支援金を給付し、保育サービスの継続に資する。 ②物価高騰の影響により増加が見込まれる副食費に対する補助金 ③市内の民間立保育所、認定こども園及び企業主導型保育施設に通う児童1人あたり副食費物価高騰分9,240円を補助する。 【対象者数】児童427人（教職員を除く） 【積算根拠】児童1人あたり（副食費1か月分）4,500円（2020年公定価格）×26%（消費者物価指数における「食料」の2020年と2025年同月比）-400円（2025年公定価格上昇分）×12ヶ月 = 9,240円 A園 9,240円×60人 = 554,400円 ≒ 554,000円 B園 9,240円×80人 = 739,200円 ≒ 739,000円 C園 9,240円×109人 = 1,007,160円 ≒ 1,007,000円 D園 9,240円×124人 = 1,145,760円 ≒ 1,145,000円 E園 9,240円×54人 = 498,960円 ≒ 498,000円 合計 3,943,000円 ④市内の民間立保育所、認定こども園及び企業主導型保育施設	3,943	3,943	0
令和7年度	上山市高齢者施設等物価高騰対策支援金	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	健康推進課	①介護保険法又は老人福祉法に規定する施設又はサービスを行う事業所が受けるガソリン代、食材料費等の物価の高騰の影響を軽減し、安心して質の高い介護保険等サービスの安定的な提供を図るため、施設等を市内で運営する者に対し、補助金交付規則に基づいて高齢者施設等物価高騰対策支援金を交付する。 ②支援金及び事務費 ③12,020千円 【積算根拠】 1 支援金 区分1 10,000円×531人 = 5,310,000円 300,000円×5施設 = 1,500,000円 区分2 120,000円×20施設 = 2,400,000円 区分3 90,000円×31施設 = 2,790,000円 合計 12,000,000円 2 事務費 役務費 郵送料140円×61施設×2回 = 17,080円 ≒ 20,000円 ④令和8年2月1日現在において、対象施設等を市内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者	12,020	12,020	0
令和7年度	障がい者施設等物価高騰対策支援事業	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉課	①エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けている障がい者施設等の負担を軽減し、事業の継続を支援するため、事業種別・規模等に応じ支援補助金を交付するもの。 ②支援補助金及び事務費 ③6,153千円 【積算根拠】 ●支援金 ・区分1（入所系）5事業所 定員×10,000円（29人以下は一律300,000円） 50人×10,000円×1事業所 = 500,000円 300,000円×4事業所 = 1,200,000円 ・区分2（通所系）23事業所 一律110,000円 = 2,530,000円 ・区分3（訪問系）14事業所 一律85,000円 = 1,190,000円 計 5,420,000円 ●事務費 ・会計年度報酬（3ヶ月分）535,000円 ・会計年度社会保険料（3ヶ月分）23,000円 ・会計年度通勤費用弁償（3ヶ月分）23,000円 ・消耗品費 50,000円 ・通信運搬費 23,000円 計 733,000円 ④事業の対象 市内の障がい福祉サービス事業所 25事業所（42事業）	6,153	6,153	0

実施年度	事業名称	推奨事業メニュー	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費（実績額） (千円)		
					臨時交付金 充当額	一般財源等	
令和7年度	水田農業の担い手機械導入支援事業	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農林夢づくり課	<p>① 原油価格、農業用機械の価格上昇など、生産コストが上昇する中、生産を断念する農業者を減らすため、営農継続に資する機械導入を支援し、経営の安定と営農意欲の向上を図ることで、物価高騰の影響に苦しむ農業者を支援する。</p> <p>②補助金 【補助率】機械の導入に要する経費の1/3（補助金上限350万円） 【補助件数】田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機、防除機械 など 計 5台（見込み）</p> <p>③17,500千円 【積算根拠】 3,500千円×5台 (うち9,000千円に交付金を充当) Cその他については、一般財源：8,500千円</p> <p>④【対象者】認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業者の組織する団体 【対象となる機械】水田農業に必要な農業用機械等の導入等 ※ 田植機、トラクター、コンバインは、地域計画の目標年における利用面積が山形県特定農業機械導入基準を踏まえ適正規模であること</p>	17,500	9,000	8,500
令和7年度	持続できる果樹産地緊急支援事業	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農林夢づくり課	<p>①機械・資材価格の高騰等によりスピードスプレーヤ（防除機械）の更新が難しい状況にあって、果樹栽培を断念する生産者を減らすため、スピードスプレーヤ導入にかかる経費について県と協調して支援を行い、果樹経営の安定を図る。</p> <p>②補助金 【対象】スピードスプレーヤの更新（中古を含む） 【補助率】補助率1/3（県2/9、市1/9） 【補助件数】12台</p> <p>③24,000千円（県：16,000千円、市：8,000千円） 【積算根拠】 72,000千円（6,000千円×12台）/3=24,000千円 (うち4,000千円に交付金を充当) Cその他については、一般財源：4,000千円、県支出金：16,000千円</p> <p>④事業の対象 1. 更新前のスピードスプレーヤの使用年数が10年以上であること。 2. 導入する機械の規格（散布能力）が、経営規模に見合ったものであること。 3. 農機具共済や動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須）に加入すること。 4. 成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。（1円以上の増加）</p>	24,000	4,000	20,000
令和7年度	飼料高騰対策支援事業	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農林夢づくり課	<p>①高止まりを続けている飼料価格等の影響を受ける畜産農家を支援することにより、経営の継続・強化を図る。</p> <p>②補助金 飼養頭数に応じた補助（1頭当たり10,500円）</p> <p>③4,200千円 【積算根拠】 配合飼料の価格の上昇分に応じて、1,750円/tを市補助の基準額とする。 乳用牛1頭当たり1ヶ月分の食事量を0.5tと見込む。 1,750円/t×0.5t/月・頭×12月=10,500円/頭 10,500円/頭×400頭=4,200,000円 (うち4,000千円に交付金を充当) Cその他については、一般財源：200千円</p> <p>④市内で乳用牛の畜産経営を行っている個人または法人で、市内に住所（法人の場合にあっては本店）を有するもの。 5農家、約400頭</p>	4,200	4,000	200

実施年度	事業名称	推奨事業メニュー	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費（実績額） (千円)		
					臨時交付金 充当額	一般財源等	
令和7年度	物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	商工課	<p>①物価高騰の影響を乗り越えるため、市内中小企業が行う既存設備を省エネ設備へ更新する費用に対し補助率2分の1（上限 製造業2,500千円、非製造業1,500千円）の補助を行う。</p> <p>②補助金 【対象経費】 ・補助対象設備の購入費 ・補助対象事業の実施に直接必要な工事費、運搬費等（処分費は除く） 【対象外経費】 ・リース又はレンタルに要する経費 ・中古品の購入費 ・消耗品や保守料、保険料等の費用</p> <p>③20,000千円 【積算根拠】 ・非製造業 1,500千円×10件=15,000千円 ・製造業 2,500千円×2=5,000千円 (うち10,000千円に交付金を充当) Cその他については、一般財源：10,000千円</p> <p>④市内の事業所に設置された既存設備を補助対象設備に更新する事業で、下記の要件を全て満たすもの。 ・補助対象設備の導入される場所が、市内の事業所内であること。 ・国や県等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業でないこと。 ・既存の事業所において、新たな設備の追加を目的とした事業でないこと。 ・対象経費となる設備投資総額が30万円（税抜き）以上のもの。 など</p> <p>●対象事業者 下記の全てに該当すること。（業種不問） (1) 市内に本社または事業所を持つ中小企業又は個人事業主であること。 (2) 市税、水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。 (3) 交付申請時点で市内において1年以上事業を営んでいるもの</p> <p>●対象設備 ・国が指定する団体が型番を公表しているユーティリティ設備 (一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII) ) ①高効率空調 ②業務用給湯器 ③高性能ボイラ ④高効率コージェネレーション ⑤変圧器 ⑥冷凍冷蔵設備 ⑦産業用モータ ⑧産業ヒートポンプ</p>	20,000	10,000	10,000
令和7年度	宅配ボックス設置支援事業補助金	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	市民生活課	<p>①燃料価格高騰の影響を受ける宅配事業者の再配達に要する労力、燃料等の負担を低減し、物価高騰下における機能向上による市民の利便性向上を目的として、住宅に宅配ボックスを設置した市民、集合住宅に宅配ボックスを設置した管理者に補助金を交付する。</p> <p>②補助金及び事務費 補助対象経費の50%、補助上限額2万円（1,000円未満切捨て） 集合住宅の管理者は補助対象経費の50%、補助上限額10万円</p> <p>③2,200千円 【積算根拠】 補助金：20,000円（最大補助額）× 100件 = 2,000,000円 消耗品費： 50,000円 印刷製本費：150,000円 (うち1,000千円に交付金を充当)</p> <p>Cその他については、一般財源：1,200千円</p> <p>④ア 補助対象者 ・本市に住所を有する又は有する予定の個人、本市内に建築されている又は建築中の集合住宅の管理者（法人含） ・住所と同一の敷地内に宅配ボックスを設置した人 ・本補助事業について、本市又は他の補助金交付を受けてない人 ・同一世帯の人が既にこの補助金を受けてないこと。 イ 補助対象となる宅配ボックス（本体価格及び設置工事費を含む） ・運送業者が宅配物等を収納することができるもの。 ・収納部分の内寸の合計が80cm以上であること。 ・移動することができないよう固定されているもの。 ・未使用の新品であるもの。 ・補助対象となる宅配ボックスは1世帯に1基のみ。</p>	2,200	1,000	1,200